

地権者トラストの会事務局長の大橋 宏と申します。

トラストの会は、住宅地を通る高速道路はいらないと考える地域住民により高速環状南線が都市計画決定される1年前の平成6年に発足しました。会員の出資金で道路予定地の中に3か所のトラスト地を確保して本日に至っております。

OHP1 平成24年2月17日と18日に埼玉県桶川市で開催された圏央道の公聴会で
OHP2 当時の大宮国道事務所の用地課長は、「事業説明会の通知以前に、各権利者の方々には事業認定申請手続きを開始せざるを得ない状況になりましたよという説明に伺っている」と答えています。
桶川では用地取得率が90%を超えて事業説明会が開催されました。

昨年3月17日に開催された環状南線の事業説明会では用地取得率80%となっておりますが、わざわざ面積ベースによる算出と断っています。用地取得率は地権者の数で算出すると国交省が自ら規定しています。ところが地権者の比率では用地取得率が44%にしかならず土地収用手続きに入れません。その為面積ベースという誤魔化しをして開催したのです。

私のように、トラストの地権者の中には用地交渉を一切受けずに収用手続きに入ることを新聞公告で知った人が大勢います。このことは人権無視の憲法違反であります。
情報公開で入手した資料を使い、この後具体的に指摘します。

一昨年、平成25年11月20日頃、トラストの会の理事宛、何人もの地権者から「国交省の下請け業者と名乗る人が電話して来た、訪問して来たがどういうことか」という問い合わせがありました。
そこで同月22日に横浜国道事務所の用地課長を朝日平和台自治会館へ呼んで、地権者6名で経緯説明を受けました。課長から「事業に対する意向を把握するため業者2社に業務発注している」との答えがありました。土地を売らないとして設定したトラスト地の地権者に個別に交渉しても意味がない、税金の無駄使いだから即刻中止するよう申し入れました。
しかし、その後も業者による働きかけが続いているので、年の瀬も押し詰まった12月25日に三ツ沢の横浜国道事務所へ行き、申し入れを行いました。

OHP3 当日は用地課長が不在とのことなので、前日に質問書をFAXしておきました。
1. 当会地権者への働きかけの目的と効果について
2. 委託契約の予算と実施時期
3. 現在までに働きかけた人数
の3項目について答えを求めましたが、対応した用地対策官は「買収交渉について

は土地の権利者全てに対して個別に行うことを原則としている」また、「トラスト地と他の土地の取り扱いを区分せず、全ての権利者に対して通常の手法で協力依頼を行うことが公平かつ平等なやり方である」と答えただけで具体的な数字の回答は一切ありませんでした。

どの様な契約で業者が動いているのか不明の為、下請け業者との請負契約書を情報公開で入手しました。

OHP4 こちらはA社との補償説明業務の請負契約書です。

契約金額は後日の追加契約を含め**28,455,000円**になります。

OHP5 こちらはB社との契約書になります。

契約金額は、同じく追加契約を含め**14,679,000円**です。

尚、契約履行期間は両契約とも平成25年12月27日までとなっていますが、追加契約で平成26年3月31日まで延長されました。

OHP6 契約書添付の仕様書により**A社は栄区田谷のトラスト地の地権者201名が対象、B社は戸塚区原宿の151名が対象**と判りました。又、業務内容について

第15条では補償説明の内容について行うことを**9項目**定めています。

第16条で一人当たり説明回数は**3回**、説明時間は**1回30分**と決めています。

第17条で面接の都度作成する補償説明記録簿には説明時間を記入するとなっていますが、**雑談等は除く**と但し書きがわざわざ添えられています。

第19条一では面接は**2名以上**で行うこと。

第19条二では、事前に日時、場所等権利者の**承諾を得た上**で行う。と細かく決められております。

実際にどのような用地交渉がなされたのか知るために地権者トラストの会として地権者にアンケートをお願いしました。

併せて用地交渉記録の開示請求も行いました。

先ず、アンケートについてですが

OHP7 こちらは会長名のアンケートの案内状です。

OHP8 次がアンケート回答葉書です。丙さんから頂いた回答ですが「電話も文書投函も訪問も無い」の4-①に丸印がついています。

OHP9 続いてこちらはアンケートの集計です。

回答数、**田谷地区101名**、**原宿地区49名**のうち事業者からの働きかけ無しと答えた方が**田谷で22名**、**原宿で12名**と2割を超えています。

変わって情報公開で入手した用地交渉記録についてお話しします。

田谷トラスト地の分が**471枚**、原宿トラスト地の分が**247枚**と枚数は多いのですが、交渉年月日、交渉時間以外の項目は黒塗りになっており交渉内容が判りませ

ん。

さらに訪問先まで塗り潰されている記録が田谷で196枚、原宿で9枚ありました。田谷で56名、原宿で3名の地権者については訪問記録に名前が無く、誰に何回来たか判りません。

OHP10 田谷地区の交渉記録を訪問日別に落とし込んだ集計表です。

訪問日数は11月18日から事業説明会開催の新聞公告が出る前日の3月5日までの間の延49日間

面談時間は大部分が5分以内で429件あります。

1件当たり平均4.4分です。

訪問回数も1回54名、2回59名で地権者の半数以上になります。

OHP11 続いて原宿地区の集計表です。原宿のトラスト地には私共

以外の団体も共有登記している為 この表では地権者トラストの会の地権者72名分だけを集計しております。

訪問日数 11月18日から3月1日までの延19日間

面談時間 5分以内 115件 1件当たり平均 3.9分

訪問回数 2回以内が 50名と

A社、B社とも変わりありません。仕様書第16条の説明回数3回、説明時間30分に遠く及びません。

個別の交渉記録を説明します。

OHP12 こちらは甲さんの1月9日の記録です。12時16分から18分の2分間になっています。

OHP13 その時置いていった挨拶文です。

OHP14 続いて1月18日の同じ甲さんの記録です。16時30分から35分の5分間になっています。

OHP15 そしてその時の挨拶文です。本日も残念ながら留守でしたとなっています。甲さんには3月5日にも留守宅訪問しています。仕様書で決められている事前のポイントは三回とも取っていません。交渉時間は説明に要した時間を記入することになっており、挨拶文をポストに入れるだけでは説明になりません。交渉時間はゼロ分です。

OHP16 B社が12月21日に乙さんに行った記録です。やはり留守宅訪問であったことは私どものアンケートの回答で分かっています。交渉内容が黒塗り一行の恐らく留守宅訪問と見なす記録がA社では半分近い

229枚、B社では41枚ありました。

この記録で問題なのはB社には業者の捺印欄が無くて、担当者の印鑑さえ押されていないことです。

しかし、もっと大きな問題は、面接の都度作成して、すぐに監督職員に報告する

ことになっているのに、開示された交渉記録**718枚**すべて、国道事務所の監督職員の検印がありません。如何にこの請負業務が意味のないものであったかの証拠だと判断します。

OHP17 先ほどアンケート葉書の所で事業者からの働きかけは無いと答えた丙さんの交渉記録です。丙さんはこの記録を見てそういえば電話があったかもしれないとぼんやり思い出しました。半年も経つと記憶に残らない通話内容だったでしょう。

次に、アンケートで事業者からの働きかけはなかったと答えた田谷で22名、原宿で12名の方の中、丙さん同様黒塗りの交渉記録があった方に協力頂き個人情報の開示請求をしていただきました。

OHP18 丁さんの記録です。

12月18日の昼12時30分にB社が2名で訪問して来ました。

挨拶文を受け取ると、話を聞かず背を向けて家に戻ったとあるように、用地交渉は一切していないことは明らかです。

OHP19 A社が電話を掛けた際の記録です。

それこそアポイントを取るための通話であり、用地交渉に当たりません。そもそも面接は2名以上で行うことになっているのですから、電話で話ただけでは交渉したことになりません。

電話での通話を交渉記録に作成しているのはA社だけですが、枚数は**51枚**もあります。

ここまでの説明で国道事務所が業者に行かせた補償説明業務が、説明にも、交渉にもなっていない、如何に出鱈目なものかお分かりいただけたと思います。最後に私の事について。話します

OHP20 、私とトラストの会理事2名には業者からの働きかけを受けた覚えがありません。交渉記録にも名前が有りませんでした。しかし、事業者は地権者全員と交渉を行うと明言していますので、訪問先が黒塗りの記録の中にあるかもしれません。そこで念のため用地交渉記録を3名別々に開示請求しました。

交渉記録はありませんという返事が返ってくると思っていましたが、予想に反して交渉記録が3名に開示されました。私に開示された交渉記録は**16枚**もありました。

その内容はこの公述の冒頭でお話した用地課長との会議の議事録であり、私が国道事務所へ電話で問い合わせした時の通話記録でした。理事二人の内容も私同様、議事録でありその理事が電話した通話記録でした。

OHP21 冒頭お話しした、1月22日の朝日平和台の自治会館での会議の議事録で3枚あり
ました。

OHP22 1月25日横浜国道事務所に行った時の会議の議事録は6枚です。

OHP23 平成26年1月8日私が用地対策官と話した通話記録1枚

OHP24 1月31日再度私が用地対策官と話した通話記録1枚

この中で用地対策官は用地課長と連絡が取れたにもかかわらず、私に嘘をついて、
課長と連絡が取れないので2月3日朝一番で電話するよう課長に伝えると誤魔化
しています。平然と嘘をつくことは許しがたい行為です。

OHP25 2月6日 再度朝日平和台の自治会館で行った会議の議事録5枚です。

これらの会議の議事録、通話記録は事務所内の閲覧印が押されています。特に
2月6日の議事録には事務所長も捺印しています。

大金を支払った業者の交渉記録の内容は誰もチェックしないのに会議と通話
の記録は確実に閲覧されるのですからおかしなものです。

しかし、この議事録ないし通話記録のなかで、私、又は他の理事が
事業者と田谷あるいは、原宿の用地に関する具体的な交渉をした記録は一切書かれ
ていません。それにも拘らず 用地交渉記録として、私たちと用地交渉した証拠と
することは明らかな詐欺行為であります。

OHP26 結論として、地権者にきちんとした交渉も説明もせず、嘘と誤魔化しに満ちた
事業の進め方で土地収用手続きに入ることは財産権を保障した憲法29条に違反
する行為であり、事業申請は即刻取り下げられるべきであります。

以上で公述を終わります。ご清聴ありがとうございました。